

陳 情 書

平成 1 4 年 9 月 2 4 日

滋賀県議会議長 様

陳情者 住所 滋賀県 市 町 1 4

氏名 FB's Society ~バスフィッシングの未来を考える会~

滋賀県代表 Gill Light

外来魚の再放流禁止提案を含む「レジャー利用条例案」、ならびに本条例案について県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方についての異議申し立てと、本条例案再考の件について

陳情の趣旨および理由

別紙に記入いたします。

陳情の趣旨および理由

以下、3点の理由で外来魚の再放流禁止提案を含む「レジャー利用条例案」、ならびに本条例案について県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方についての異議申し立てと、本条例案の再考を申し入れます。

(1) 本条例案は釣り人の自由を侵害するものであり民主主義に反するものと考え、これに反対します。

パブリックコメントを軽視する理由が明確に説明されていない事
ルアーフィッシング、ゲームフィッシングに対する県政の不理解

(2) 本条例案には外来魚に関する客観的データの不足が見られるため、これに反対します。

外来魚の構成比から見る対応優先順位

現在の琵琶湖沿岸の水質が在来種の生息及び繁殖に対応できるレベルか

(「マザーレイク 21 計画」の成果を裏付けるデータ)

キャッチ&イート推進を裏付ける水質保証データ

在来種の減少要因の正確なデータ

外来魚再放流禁止条例執行後の外来種減少予測データ

対象外来種全種が琵琶湖に及ぼす損害のデータ

県が主張する「リリースが琵琶湖の生態系に負荷を与える行為であるという事実」を

裏付けるデータ

(3) 本条例案は予想される諸問題の対応に関して不備が見られるため、これに反対します。

罰則を設定せず、その管理目的が不明瞭である事

外来魚の回収手段が未決である事

種苗への外来魚混入等、今後の拡散防止に対して改善策が見られない事

駆除魚への在来種混入など、県と漁業関係者管理体制の改善策が見られない事

以下、上記(1)～(3)について説明いたします。

(1)に関しましてはまず、パブリックコメントが22,203件、意見数は50,411件でそのうち48,141件、約95.5%が「外来魚の再放流の禁止に関する意見・情報の内容・意見数」とであると報告されており(資料1)、同資料の「条項別の意見・情報」の内容から判断してもその大半が本条例案の「外来魚再放流禁止」に反対する意見であったと考えられます。これはそれだけ琵琶湖で釣りをする、あるいは琵琶湖に関心を寄せる県内ならびに県外の釣り人が、本条例案の「外来魚再放流禁止」について納得していない表れであります。

また現時点で琵琶湖のほとんどの釣り人がキャッチ&リリースを行っている現状がある上に、「琵琶湖の利用者を対象にした政党のアンケート調査」(京都新聞 9/20(金)記事より、釣り人 270 人を含む 421 人の県民が回答)(資料 2)や、釣り人団体である LBFC (LAKE BIWA FISHERMANS 倶楽部)が行った「釣り人アンケートの結果」(資料 3)にもありますように、近くに回収場所があれば「利用する」は 32%で、「利用しない」が 51%(琵琶湖の利用者を対象にした政党のアンケート調査)、「再放流が禁止」の条例が禁止された場合に琵琶湖には「来ない」が 64%(1175 名中 759 名が回答)、「回数が減る」が 21%(1175 名中 242 名が回答)という結果からも、釣り人のコンセンサスが取れているとは到底考えられませんし、条例の実効性にも疑問があります。

先の(資料 1)内「条項別の意見・情報」、「1. 規定のあり方に関する意見」での県のコメント、「琵琶湖での望ましいブラックバス釣りのあり方として、リリースしないルールを「琵琶湖の釣りルール」としていきたいと考えています。」とありますが、これは釣り人とのコンセンサス取りを無視した、また釣り人側の主張を軽視した発言と捉えております。

レジャーとしての「釣り」に外来魚駆除を法的に強制することは、本琵琶湖における外来魚駆除の正当性とは一致しません。外来魚駆除とレジャーとしての「釣り」は切り離して考えるべきものと考えております。

レジャーとしての釣りは「採捕までが目的ではなく、採捕にいたるまでの過程と採捕後の再放流の是非までも含めたものである。」と意識しています。再放流の是非に関しては採捕者個々人の判断に委ねられるべきだと思っています。したがって条例案はレジャーとしての釣りを規制するものであるとの認識をめぐえません。

先の(資料 1)内「条項別の意見・情報」、「1. 規定のあり方に関する意見」での県のコメント、「本条例要綱案では、いうまでもなく魚を釣ることを禁止するのではなく、釣り上げたブルーギル、ブラックバス等の外来魚のリリースを琵琶湖固有の貴重な生態系を保全する必要性から禁止しようとするもので、

- 1)長い歴史が育んだ琵琶湖固有の生態系の貴重性と保全の必要性、
- 2)生息する魚類の大半を外来魚に占められている現在の琵琶湖の危機的な生態系の状況から外来魚を駆除する必要性
- 3)リリースは、琵琶湖の生態系に負荷を与える行為であるという事実、

以上から琵琶湖での釣りにあたって一定のルールを設けようとするもので、憲法違反には当たらないものです。」とあります。

確かにリリースを禁止する事は「採捕を行う為の魚釣り」を禁止はしておりません。しかし、先述の「レジャーとしての釣り」及び「レジャーとしての釣り」から得られる喜びを奪うものであると思います。本条例案の「外来魚再放流」は、「レジャーとしての釣り」を規制し「外来魚を駆除する釣り」のみを認める内容であり、「レジャーとしての釣り」を否定するとの認識にいたりました。

ルールというものは法的に違法であることを規制するのであればとにかく、現に慣行として行われ、ましてやスポーツフィッシング、とりわけ本国内のルアーフィッシングならびにバスフィッシングにおいて確立されたスタイルとなっているものに対し、これを否定することは、私たちルアーフィッシ

ングならびにバスフィッシングの「釣り文化」の否定に繋がります。しかるに県側のコメント「新しいルールである」という姿勢は、現時点では釣り人のコンセンサスを全く無視したものであるということと、釣り人の自由を侵害するという面で民主主義に反するもので、釣り人の国民感情的にも納得できないものであります。(資料1)内「条項別の意見・情報」,「2. 条例の制定方法等に関する意見」の中で県は、「県として様々な立場からの意見聴取に努めてまいりました」とありますが、このパブリックコメントでの反対意見数が示しますとおり、依然、釣り人が納得する程度のコンセンサスが取られていないのが現状です。

したがまして私たち FB's Society は、本条例案の「外来魚再放流禁止」に関して再考、ならびに釣り人のコンセンサスを取っていただくことをお願いいたします。

(2)に関しましては、いずれも科学的なデータとして県民ならびに国民に示されておりません。

最も本条例案の「外来魚再放流禁止」に直結します、「リリースは、琵琶湖の生態系に負荷を与える行為であるという事実」を裏付けるデータについても同様です。

先の(資料1)内で頻回に使用される「琵琶湖沿岸域に生息する魚類の大半がブルーギル、ブラックバスといった外来魚で占められる」とされる根拠となるデータも示されておらず、これに近いことが言えるであろう琵琶湖南湖で行われた漁獲9割以上が外来魚であったというデータも、漁業手法にも左右されますし、それ自体が琵琶湖沿岸域に生息する魚類の現状を反映するものという科学的、客観的根拠が証明されておりません。この点においてはあくまでも「推測」の域を超えていないのではないかと考えられます。

また陳情内容(1)の説明の項で申し上げましたとおり、釣り人、特にバスフィッシング愛好家にとって「キャッチ&リリース」は確立されたスタイルであります。本条例案の「外来魚再放流」により否定されたならば、やはり釣り人として釣った魚に敬意を表し「食する」という「キャッチ&イート(持ち帰り食べる)」のスタイルに転向せざるを得ません。「キャッチ&イート」は県も推奨されていることではありますが、奇形のあるブラックバスの新聞記事(資料4)も見受けられ、一方で釣り上げた魚が果たして水質的に食して安全なものか、という心配もあります。

このことは先にもお示しました(資料2)のアンケート結果にも反映されているようです。再放流禁止や「キャッチアンドイート」について、「すべきでない」は45%で理由は「効果が不明」「再放流禁止自体に反対」「持ち帰っても食べられない」の順に多いという結果です。

再放流禁止後に生ずる「逃がせず、食せず」という釣った後の外来魚の扱いに対して、ただ「殺すだけ」という選択肢しかない実質的な強制が存在すること、釣り人の印象として明らかに強制されているという感情が存在するという点においても、十分な釣り人のコンセンサスが取られていないと言えますし、レジャーを楽しむ自由が著しく損なわれるものと考えます。

このようなデータ不足のまま条例案可決に至ることは、釣り人のコンセンサスを無視した強制的な自由の侵害と考えられます。

以上のように、現時点で本条例案の「外来魚再放流禁止」を科学的に正当化し、釣り人を納得させるデータが不足していることは、もちろん問題視すべきことでありますが、さらに問題視すべきは

本条例案の「外来魚再放流禁止」導入前の状況がデータ的にはっきりしないようでは、本条例の成果を5年後、10年後に客観的に評価できず、国民・県民にも正確にフィードバック出来ないことを意味するということです。他の外来魚駆除対策と併せて考えますと、莫大な公費を投入した県の政策としてはあるまじき結果に陥る可能性があることが考えられ、県議会におかれましてはこのことを重大な問題と捉えていただき、慎重な対応をお願い致します。釣り人団体としての FB's Society である前に、国民として、このことは非常に危惧されるところであります。

そのために現状の「対象外来種全種が琵琶湖に及ぼす損害のデータ」を持って立てられた「外来魚再放流禁止条例施行後の外来種減少予測データ」と「具体的な目標」を科学的な根拠をもって評価できるレベルで県民ならびに国民に示すことが、仮に本条例案の「外来魚再放流禁止」が施行されても、先述のような県の政策としてはあるまじき結果に陥る危険性を回避できるものと考えます。

また先述のように根拠となるデータを示すことなく本条例案「外来魚再放流禁止」を提示する県の姿勢に対し、釣り人という立場ではなくとも県民として国民として不審を抱かずにはいられません。「琵琶湖沿岸域に生息する魚類の大半がブルーギル、ブラックバスといった外来魚で占められる」状況からブルーギル、ブラックバスを排除することだけが本条例案の目的ではなく、本条例案「前文」の内容にふさわしい琵琶湖を目指すならば、ニゴロブナに代表されます希少在来種ならびに在来種の増加を、主たる成果評価基準としていただくことも併せてお願いいたします。現在の琵琶湖沿岸の水質が在来種の生息及び繁殖に対応できるレベルか、「マザーレイク 21 計画」と併せて現状の客観的な評価と、短中長期的ビジョンの明確化を県民ならびに国民にお示しいただきたいと考えます。

(3) 本題に入る前に、これまで意見を述べてまいりました通り、私たち FB's Society は外来魚再放流禁止に反対する立場です。その上でこれより「外来魚再放流禁止に対する罰則に触れますのは、あくまでこの罰則を設けない県の姿勢に対する指摘であり、罰則を設ければ「外来魚再放流禁止」を受け入れるという立場ではありません。このことを明言してから本題に入ります。

「罰則を設定せず、その管理目的が不明瞭である事」という私たちに主張に関してご説明いたします。釣り人に対して「外来魚再放流」という規制をかけておきながら罰則を設けないという県の姿勢は、「釣り人の自主性に任せる」という一見、民主主義的な対応のように見受けられますが、責任の所在がはっきりしないという点で極めて曖昧な条例と考えられます。

釣ったあとの外来魚の処置を例にいたしますと、陳情内容(2)の説明の項で申しあげました通り、釣り人には「食べる」か「殺して捨てる」しか選択肢がありません。先日9/19の滋賀報知新聞社説(資料5)に、「釣り人の回りに釣り上げた魚の分け前を頂くために、野良猫が集まり、与えるとガツガツ食べると聞く。それも、野良猫はよく知っていて上手な釣り人の後ろで静かに分け前を待つらしい。」とありました。これを微笑ましいと思うか、外来魚再放流禁止が決まり、猫も食べきれないほど外来魚が放置された状況を危惧するかは明らかでありましょう。湖岸に腐乱した魚が溢れてしまつては、衛生的にも観光業にとっても、また児童ならびに青少年の教育にも悪影響を及ぼし、様々な弊害を及ぼすものと考えられます。

先述のアンケート結果でお示しましたとおり、大半の釣り人が「キャッチアンドイート(持ち帰

り食べる)」できないと考えている以上、釣られた魚の処理・回収方法を確立すべきですが、この点においても「釣り人の自主性に任せる」というのでは、「外来魚再放流」という規制をかけた県の姿勢としてはやはり極めて曖昧で、規制をかけるならば罰則を設け、釣られた魚の処理・回収方法も含めて条例が常にきちんと運営できる体制を作り、県としての責任の所在を明らかにすることが重要でありましょう。(資料1)内「条項別の意見・情報」、「8. リリース禁止の効果に関する意見」のコメント、「湖畔への外来魚の放置については、釣り上げた外来魚を回収するシステムを整備することなどで対応していきたいと考えています。」とありますが、コスト、手法を明らかにし、実現可能かどうかも併せてお示しいただきたいと思います(現段階での「罰則なし」程度の県の責任の所在では、「実現できなかった」という結果で回避できます。)

現状の「案」では、責任の所在がはっきりしない極めていい加減で質の低い条例であり、ひいてはこれが釣り人から全く受け入れられない、コンセンサスを取るのを妨げる原因になっていると考えられます。よって県の責任の所在を明らかにするという意味での罰則設定の再考をお願いいたします。

琵琶湖に限らず、外来魚、とりわけブラックバスの拡散については釣り人により密放流が主たる原因と言われてまいりました。これはマスコミ各社の報道に伴い、現在では国民に広く周知されつつあるようです。しかしながら、各資料を見ますと(資料6) 1960年代までは全国各地に公的機関によって試験放流され、それが漏れて広がったと考えられておりますし、それ以降では釣り人による移植放流が行われましたが(この時点では違法ではありません) 1992年の水産庁の内水面漁業調整規則「移植の制限」部分改正でブラックバスやブルーギルの生息域拡大防止が図られ、これ以降の移植放流は違法(いわゆる「密放流」)であります。こういった一連のブラックバス拡散過程にはもう一つ、他魚種放流への混入が考えられております。

その例が琵琶湖のアユやワカワギの種苗への混入です。

(資料1)内「条項別の意見・情報」、「13. 情報の提供その他」での県のコメント、「琵琶湖産鮎苗の出荷に際しては選別が行われており、ブラックバスの稚魚が混入する可能性は低いものと考えられます。また仮に混入していたとしても、鮎種苗は養殖用に用いられる他、河川に放流されるため、全国の溜池や湖沼への蔓延の原因になったとは考えにくいものです。」とあります。しかしながら、琵琶湖のアユが放流されている河川や湖に、元来琵琶湖にしかいなかったはずのバスが生息することは、釣り人にとっては周知の事実です。(資料7)にもお示ししますが、環境省の自然環境保全基礎調査検討会が行った第4回自然環境保全基礎調査資料にもこのことが明記されています。琵琶湖産鮎苗の出荷に際しては選別には少なからず問題があるようです。

また先日 2002年8月3日、長野県諏訪湖湖畔の諏訪市文化センターホールにて長野県主催で開催された「外来魚問題公開討論会」で、長野県の各漁業組合関係者、釣り人など県民約300人の参加者の中、パネルディスカッションで釣り人代表のとして壇上にあがった日本釣振興会の真嶋氏は、諏訪湖におけるブラックバス移入経路は「琵琶湖からのワカサギの生体放流への混入」であると種々の資料ならびに根拠をもって示されました。当日、会場にいた長野県農政部の方も諏訪湖漁協の方もこれを否定しませんでした(資料8)(資料9)。

他の水域でのブラックバス移入は、琵琶湖からの他魚種移植にブラックバス混入があったことが十

分考えられます。少なくともこれら事実を考えますと、「琵琶湖産鮎苗の出荷に際しては選別が行われており、ブラックバスの稚魚が混入する可能性は低いものと考えられます。」という滋賀県の見解は認識が甘いと判断せざるを得ません。

ブルーギルの琵琶湖への移入については、(資料1)内「条項別の意見・情報」、「13. 情報の提供その他」での県のコメント「ブルーギルは、昭和35年にアメリカ、イリノイ州シカゴのジェッド水族館から日本に贈呈されたもので、その後上野水族館、淡水区水産研究所を経て、昭和38年、39年にイケチョウ貝幼生の寄主に用いるため、滋賀県水産試験場に分与されました。その後、管理された水面で飼育された経緯があります。」とありますが、この「管理された水面」とは西の湖であるということは、関係者間では周知の事実であり、いくら網で囲っていたとしても、琵琶湖におけるブルーギルの最初の発見が西の湖周辺だった事実から判断しても、琵琶湖への最初のブルーギル移植に県が関与している可能性は極めて高いことは明白であります。また県が言う管理レベルが、先の鮎苗混入の問題程度の認識であるならば、なおさらにこの疑いはぬぐいされません。

またここ数週間で新聞報道されています「駆除した外来魚への在来種混入問題の住民監査請求受理」問題におきましても、滋賀報知新聞社説(資料5)に「県が県漁業協同組合連合会に補助金を出している外来魚駆除事業についても、買い上げる外来魚の中に在来魚が混じっており補助金が水増し支出されているという指摘もある。これは、狂牛病対策で国産牛肉を国が買い入れる制度を悪用して安価な輸入牛肉を騙して買い入れさせた事件とよく似ており、第二の偽装牛肉事件とも言えよう。」とありますように、これは県民ならびに国民にとって重大な問題であると同時に、杜撰としか言えない県の管理体制が浮き彫りになる重大な問題です。

以上のことから現状の県と漁業関係者管理体制を考えますと、釣り人ばかりが責められる昨今の世論風潮はもちろん、県ならびに今回の本条例案「外来魚再放流禁止」に対しても、釣り人として感情的に納得がいかないことはもちろんですが、県民・国民として冷静に立ち返って考えたとしても、県ならびに漁業者に対して不審を隠し得ませんし、許し難い大きな問題が残されているという感は否めません。

先述のような条例としての質を疑う「責任の所在の曖昧さ」、「種苗への外来魚混入」、「駆除魚への在来種混入」など、県と漁業関係者管理体制の具体的な改善策が急務と思われます。県議会での慎重な検討をお願いいたします。

<最後に>

これまで私たちは本条例案の「外来魚再放流」に対し反対する立場から、本条例案の問題点について言及してまいりました。しかしながら一釣り人である前に、一国民としては表題である「琵琶湖の自然と共生し、出来る限り健やかなままに次代に引き継ぐこと」を忘れたことはありませんし、琵琶湖が今よりもずっと良い状況になればと思っております。

(資料3)の「釣り人のアンケート結果」では、「バスを減少させることに容認できるか」という問いに対し「容認できる」約51%(1175名中596名)、「容認できない」約49%(1175名中575名)、未記入約0%(1175名中4名)という結果が出ています。

釣り人は自分の釣りのことだけを考えているわけではありません。

釣り人もバスフィッシングがこの日本において、「自然と共生し、出来る限り健やかなままに次代に引き継ぐこと」を考えています。

琵琶湖においても「協力」を惜しまないと考えている釣り人は少なくありません。

しかしながら「協力」とは、お互いの合意の上でコンセンサスをとって行われるものです。今回の条例案「外来魚再放流禁止」のように、釣り人のコンセンサスを取らず、滋賀県という行政としての権力を振りかざして強制的に行われようとしている方法では、釣り人という立場のみならず民主主義国家において一人の県民ならびに国民として協力はできません（再放流しないという意ではなく、琵琶湖に釣りに来ないという手段です）。

釣り人のコンセンサスを取り、改めて本条例案の在り方について再考をお願い致しますとともに、長々と陳情の意を述べましたことをお詫び申し上げます。

以上の陳情書を FB's Society のメンバー、以下連名で提出させていただきます。

滋賀県

FB's Society 滋賀県代表 Gill Light

神奈川県

FB's Society 神奈川県代表 佐藤 元章

長野県

FB's Society 長野県代表 安武 敬明

神奈川県

FB's Society 事務局 小久保 智之

神奈川県

FB's Society 発起人 福原 毅

長野県

FB's Society 発起人 真嶋 茂

東京都

FB's Society 発起人 鳥居 祐二

東京都

FB's Society 発起人 塚原 高宏

神奈川県

FB's Society 発起人 岡野 賢治

大阪府

FB's Society メンバー かやま おさむ

以上 10 名

参考資料

(資料1)

滋賀県資料「県民政策コメント制度に基づき滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方および滋賀県のレジャー利用の適正化に関する条例要綱の修正について」(<http://www.pref.shiga.jp/public/tekisei-riyo/>)

(資料2)

京都新聞 9/20(金)記事より 本文抜粋

『外来魚 持ち込む釣り人は少なく』～条例案審議前にアンケート～

琵琶湖の利用者を対象にした政党のアンケート調査で、外来魚を回収している漁業協同組合に外来魚を持ち込む釣り人は少なく、近くに回収地点があっても「利用しない」という人が、半数に上ることが分かった。

調査は、外来魚の再放流禁止を盛り込む琵琶湖レジャー適正化条例案の議会審議を前に、公明党滋賀県本部(代表・梅村正県会議員)が八月に行った。釣り人二百七十人を含む四百二十一人が回答した。

釣り人のうち、外来魚を釣った場合に「琵琶湖に戻している」が81%にのぼり、「湖岸への放置」は9%、「持ち帰り」は4%。「漁協への持ち込み」はゼロだった。

また、近くに回収場所があれば「利用する」は32%で、「利用しない」が51%を占めた。再放流禁止やキャッチアンドイート(持ち帰り食べる)については、「すべきでない」は45%だった。理由は「効果が不明」「再放流禁止自体に反対」「持ち帰っても食べられない」の順に多い。

梅村議員は「外来魚回収場所のあり方など、条例がより実効性のあるものとなるよう議論の材料にしたい」と話している。

(資料3)

LBFC (LAKE BIWA FISHERMANS 倶楽部)

公式サイト：<http://www.cable-net.ne.jp/user/sk111455/>

「釣り人アンケートの結果」：<http://www.cable-net.ne.jp/user/sk111455/kekka.pdf>

(資料4)

<http://tonton39.hoops.livedoor.com/index.htm>

「産業廃棄物処理を考える会」のホームページ、新聞記事紹介から抜粋

<1999年11月11日 21世紀の滋賀へ>

滋賀大環境教育湖沼実習センターの客員研究員、熊谷明生さん(24) = 大津市蛸谷 = の3年間にわたる琵琶湖での調査で、ブラックバスの15.3%、ブルーギルの5.9%に背骨の奇形が見つかった。琵琶湖全域を対象とする奇形魚の実態調査は初めてだっただけに、下流域の自治体にも大きな

波紋を広げている。

「池のような閉鎖された水域でこれほど高い奇形発生率を記録するとは・・・」。奇形魚の研究に取り組んだ経験を持つ兵庫県立水産試験場（朝来町）の研究者は、熊谷さんの調査結果に言葉を失った。同県加西市油谷町のゴルフコース内の農業用人工ため池で1996年12月、背骨の曲がった退寮のフナが見つかった。当初、原因は不明だったが、その後の同試験場などの調査で、原因はゴルフ場で散布された農薬と特定された。

豪雨で土中の農薬が一気に流出したため、高濃度の農薬が魚の骨格に影響を与えたという。「しかし、琵琶湖で奇形魚が多数見つかったというのであれば、深刻さの度合いはケタ違いだ」と同研究者。背骨の奇形は農薬による影響の典型的な例だという。

熊谷さんの調査では奇形は背骨が大きく湾曲したものや、腫瘍の発生したもの、背骨が欠損したものなど7種に類別できた。最も多かったのが、背骨が押しつぶされたように変形した奇形だった。

10がつにあった大阪府吹田市の定例議会代表質問で、山口克也議員（35）は、熊谷さんの調査結果を指摘して「これは水の危機管理の問題だ。対策はどうなっているのか」と市側をたずねた。これに対し、同市水道部は「有害物質は検出されておらず、また、奇形の原因物質も不明であるため、対策はとっていない」と答え、10歳以下の児童の骨格などにも異常も出ていないことなどを報告した。山口議員は子供のころ、両親が農作業をする水田で背中が曲がったフナやメダカの姿を多く見かけたという。「奇形の原因が現時点で不明というだけで、次世代の子供たちへの影響が皆無とは言い切れない」と疑問を投げ掛ける。

一方、滋賀県立衛生環境センター水質科の水島清嗣・専門員は、ブラックバスやブルーギルの奇形の原因について「科学物質だけが原因とは言い切れない」と話す。琵琶湖の外来魚は本来、ごく少数が放流されたことから繁殖しているため、近親交配による遺伝子レベルでの異常も原因の一つとして考えられるという。「近親交配が重なれば、奇形が発生する可能性は高まる。原因特定には多大な労力が必要になるだろう」と話している。

80年代後半、琵琶湖の透明度が極端に悪化する現象が起きた。その際、初めて確認されたのが、大きさ0.2～1ミクロンと細菌並みのサイズしかない「ピコ植物プランクトン」だった。湖水1ミリリットルあたり100万個もの生息数で、他のプランクトンを圧倒。さらに水質悪化の象徴と言われるアオコも、毎年南湖を中心に発生。目に見えないレベルでの水質悪化が確実に進んでいることが、次第に明らかになってきた。

県は下水道整備や農業集落排水処理設備の整備、水質を浄化するヨシ群落の植栽など、水質悪化に歯止めを掛けようとさまざまな思索を講じてきた。しかし、COD（化学的酸素要求量、水質汚染の指標の一つ）値は上昇を続けている状況に、今も変わりはない。琵琶湖の総貯水量は275億トン。さまざまな生態系をはぐくむ「マザーレイク」であるとともに、京阪神地域1300万人の飲料水と工業用水の水源でもある。下流域と一体となった水質保全策が急務だろう。

（資料5）

<http://www.bcap.co.jp/s-hochi/e-1.html>

<滋賀報知新聞(社説) 9/19・猫に学ぶか> 本文抜粋

休日ともなれば早朝から琵琶湖に釣り愛好家たちが県下のみならず関西一円から集まってくる。今や琵琶湖でのレジャーは釣りといっても過言ではない。

多くの釣り愛好家たちは自然保護のために釣り上げた魚の再放流(リリース)しているが、滋賀県では「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例案」を作りブラックバスなどの外来魚を再放流するのを禁止しようとしている。しかし、「再放流禁止だけでは在来魚減少に歯止めをかけられない」「再放流を禁止すれば釣り客が減少する」など反対の声や「外来魚が在来魚減少に影響しており資源を守るためにも再放流禁止は有効だ」などと賛成の声も聞かれる。

更に、県が県漁業協同組合連合会に補助金を出している外来魚駆除事業についても、買い上げる外来魚の中に在来魚が混じっており補助金が水増し支出されているという指摘もある。これは、狂牛病対策で国産牛肉を国が買い入れる制度を悪用して安価な輸入牛肉を騙して買い入れさせた事件とよく似ており、第二の偽装牛肉事件とも言えよう。いずれにしてももっと根本的に対策を立てねばイタチゴッコが続くだろうが、食糧危機等になればそんなことは遠い話かもしれない。

釣り人の回りに釣り上げた魚の分け前を頂くために、野良猫が集まり、与えるとガツガツ食べると聞く。それも、野良猫はよく知っていて上手な釣り人の後ろで静かに分け前を待つらしい。何を目安にするのか人間にはわからないが生きるために切実な猫にはわかるらしい。何時の日か人間もこの猫に教えられる時代がくるかもしれない。

(資料6)

ブラックバス移植史(金子陽春、若林務共著、つり人社、つり人ノベルズ)

鹿熊勤(社団法人霞ヶ浦市民協会「第2回タナゴシンポジウム」資料、2002年3月開催)

ブラックバス年表

(http://members.tripod.co.jp/future_of_bass/Menu_Top.html)

(資料7)

第4回自然環境保全基礎調査「動植物分布調査(全種調査)のうち淡水魚類についての調査結果まとめ」(<http://www.biodic.go.jp/reports/4-05/f000.html>)

この中の考察総論(<http://www.biodic.go.jp/reports/4-05/f304.html>) (3) 分布相の変化で、「前回(第3回)の調査では、各種魚類とくにコイ科魚類で西日本要素の東日本への分布域の拡大が顕著であること、そしてそれが放流とくに放流用琵琶湖産稚アユ(コアユ)への混入による場合が少なくないことが指摘されている」と明記されています。

その他一般淡水魚ファンがまとめたものへの紹介にも、「ハスは琵琶湖固有の魚ですが、アユ種苗とともに関東に入ってきて、広く定着している移入魚です。」とあります。同じく琵琶湖特有のコイ科の魚であるワタカの関東への移入についても、「移入起源として、ほとんどは湖産アユ種苗への混入のようですが、他にも一部の水産試験場などが過去放流しています。一時埼玉県などで異常発生して、水田に侵入して稲苗を食害するとして騒がれたのは有名な話です。一方で原産地の琵琶湖では減少し

ていると聞きます。原産地では減少し、移植先で在来種を圧迫しながら増える。日本中の水辺が病んでいると感じられてなりません。」とあります。

http://homepage2.nifty.com/tokai-no-mizube/kanto/kanto_i1.html

(資料8)

FB's Society 公式サイト「The Future of Bassing」

http://members.tripod.co.jp/future_of_bass/Menu_Top.html

「ブラックバス資料室」内、「長野県「外来魚問題公開討論会」レポート」参照

本文適合箇所は http://members.tripod.co.jp/future_of_bass/suwa_touronkai03.html

(資料9)

長野日報(1999年7月5日) 本文抜粋

<ワカサギ漁に新時代、諏訪湖 琵琶湖から稚魚輸送 漁協、画期的な「生きたまま」>

諏訪湖での漁業を管理する諏訪湖漁業協同組合(原徳男組合長)は、今年度、諏訪湖の歴史では初めて、ふ化したワカサギの稚魚を輸送して諏訪湖に放流した。地元漁師にとって、ワカサギを生きたまま運ぶことは常識破り。最近のワカサギの成長の遅れを心配する組合員らは、今回に発想の転換を「諏訪湖の漁業に画期的なこと」と歓迎している。

今月に入り、琵琶湖から約150kgの稚魚を第一便として輸送。今回の生きたワカサギの搬入は、二つの湖での漁法の違いと輸送技術的な改良により実現した。

ワカサギはデリケートで傷つきやすい。琵琶湖では、網に魚がかかるのを待ち伏せする定置網漁で水揚げしている。諏訪湖のような投網漁などでは、よほど扱いに注意しないと、うろこが取れて死んでしまう。

ワカサギ輸送を請け負った滋賀県鮎苗出荷組合は、全国に向けアユ稚魚の出荷で実績がある。同組合は「琵琶湖にワカサギは、アユ漁と一緒に取れてしまうという魚。これまで無駄にしていたが、温度管理など工夫して生きたまま運べる技術が開発できた」と話す。

諏訪湖特産物のワカサギは、大正時代に卵を持ち込み養殖を開始。その後、ほかの湖から卵で入ったことはあったものの、稚魚で入れたのは初めて。

これにも長所、短所の両面を抱えている。利点は、卵の場合はふ化しないものもあって効率が悪いが、稚魚はその年の冬の採卵もでき即戦力になる。一方、大きな不安点はワカサギ以外の、特にブラックバスなどが混入すること。

ほかの魚の混入について搬入業者は、魚の大きさで選別しており、成長の過程を考えると、この時期、ワカサギの稚魚と一緒にブラックバスなどが入り込むことはない、としている。また、水槽内での浮き沈みなど魚の習性を利用して、手作業でも選別しているという。

県水産試験場諏訪支場(下諏訪町)では、資料のため一部をサンプルとして持ち帰った。初荷の到着に立ち会うため、組合員たちも姿を見せた。実際に水槽をのぞき、「本当に生きているぞ」「これはでかいな」と、五センチほどの稚魚が群れを作って水槽内を旋回する姿に驚いた様子。諏訪湖に放し、

元気に泳いで湖中に消えていくとほっとした表情を見せた。

原組合長は「ワカサギの状態は予想以上に良かった。ワカサギを確保して、諏訪湖の採卵技術で卵を安定出荷したい。今後も検討していきたい」と話している。